

# 記述情報・建設的対話促進に関する改正開示府令等、公表—金融庁

去る1月31日、内閣府令3号「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布された。

2018年6月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告において、資本市場における好循環の実現に向けて適切な制度整備を行うべきと提言されたことを踏まえ、有価証券報告書等の記載事項を改正したものとおり。

主な改正事項は次のとおり。**財務情報および記述情報の充実**

(1) 経営方針・経営戦略等  
市場の状況、競争優位性、主要製品・サービス、顧客基盤等に関する経営者の認識の説明を含めた記載を求める。

(2) 事業等のリスク  
顕在化する可能性の程度や時期、リスクの事業へ与える影響の内容、リスクへの対応策の説明を求める。

(3) 会計上の見積りや見積りに用いた仮定  
不確実性の内容やその変動により経営成績に生じる影響等

**建設的な対話の促進に向けた情報の提供**

(1) 役員報酬  
報酬プログラムの説明（業績連動報酬に関する情報や役員ごとの方針等）、プログラムに基づく報酬実績等の記載を求める。

(2) 政策保有株式  
保有の合理性の検証方法等について開示を求めるとともに、個別開示の対象となる銘柄数を現状の30銘柄から60銘柄に拡大する。

**情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組み**

監査役会等の活動状況、監査法人による継続監査期間、ネットワークファームに対する監査報酬等の開示を求める。

**様式の改正**

有報（第三号様式）第4【提出会社の状況】の構成は図表のように改正されている。

**適用関係**

前記「建設的な対話の促進に向けた情報の提供」に関する改

(図表) 有報(第三号様式)の構成の改正  
第4【提出会社の状況】

改正前	改正後
1~3 略	1~3 略
4【株価の推移】	
5【役員の状況】	
6【コーポレート・ガバナンスの状況等】	4【コーポレート・ガバナンスの状況等】
(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】	(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】
	(2)【役員の状況】
(2)【監査報酬の内容等】	(3)【監査の状況】
	(4)【役員報酬等】
	(5)【株式の保有状況】

正については、2019年3月31日以後終了の事業年度に係る有報等から適用される。

それ以外の改正については、2020年3月31日以後終了の事業年度に係る有報等から適用され、2019年3月31日以後終了の事業年度に係る有報等から、早期適用できる。

また、本改正に伴い、「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」も改正されている。

# 注記情報の充実について個別論点の検討開始—ASBJ、ディスクロージャー専門委

去る1月28日、企業会計基準委員会は第20回ディスクロージャー専門委員会を開催した。

## 見積りの不確実性の発生要因

前回（2019年1月10日・20日号（No.1534）情報フラッシュ参照）、注記情報の充実について、論点整理が行われ、今回、個別論点①②について検討した。

(1) 論点①：開示目的  
事務局は「見積りの開示に関する財務諸表利用者の目的およびニーズを分析し、開示目的を記述するかどうか、また、記述することとした場合その内容について」とする論点①について、次の記述内容を提案した。

<p>「不確実性の高い会計上の見積り」の項目を識別して示すと</p> <p>・識別した項目について、「合理的な見積金額」に対する財務諸表利用者の理解可能性を高める情報を示すこと</p>	<p>「合理的な見積金額」とは、会計上の見積りとは、資産および負債や収益および費用などの額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出することをいう</p> <p>・「不確実性の高い会計上の見積り」とは、財務諸表作成時において行う仮定および見積りの不確実性の他の主要な発生要因のうち、将来の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高いものを含む会計上の見積りをいう</p>
--	---

専門委員会からの反対意見はなかった。

専門委員会からは、「事務局が提案する定義が難しく、例示を

示すなどわかりやすく記述すべき」などの意見が聞かれた。

**関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則および手続**

今回、注記情報の充実を行うにあたり、会計基準の開発方針を検討した。次の2つの開発方針案が示された。

**方針案①**「関連する会計基準等の定めが明らかである場合」と「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」のいずれについても、会計方針の開示における重要性の判断基準および注記事項に関する詳細を会計基準に記載する。

細を会計基準に記述しない。

**方針案②**「関連する会計基準等の定めが明らかである場合」と「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」の両方に適用される会計方針の開示における重要性の判断基準および注記事項に関する詳細を会計基準に記載する。

事務局は、方針②は時間がかかること、そして開発コストを上回る便益が得られない可能性があることを踏まえ、方針案①の採用を提案した。専門委員からは、おおむね賛成意見が得られた。

## 金融緩和と縮小の方針転換を明確にした米FRB

金融

米FRBは1月30日、連邦公開市場委員会（FOMC）において政策金利の誘導目標を2.25〜2.50%に据え置くことを決定した。ただ声明文を読むと、経済活動について「力強いペース」から「底堅いペース」に文言を変更するなど、これまでのような利上げ局面が変わってきていることを示唆している。

具体的な政策に注目すると、現在の金融政策は大きく分けて「金利」と「量」でリーマンショック後の経済危機に対応してきたが、その2つとも金融緩和と縮小のペースが鈍化することになった。声明文では「段階的な利上げ」という文言が削除され、議長会見では「利上げの可能性はやや弱まった」とまで言及している。さらに「量」についても、

### 投資のハナシ 裏表

## 宝くじ中毒

三田 哉

筆者は、宝くじは買わないのだが、年末になると必ず「西銀座チャンスセンター宝くじ売り場」に長い行列ができることは知っている。初日と最終日には、必ず2時間待ちの行列ができる。

ただ、1番窓口だけに行列ができるのであって、他の窓口に行けば、すぐに買えるのである。並んでいる人たちはこの事実を知っていて、あえて並んでいる。学校で確率について習ったばかりの若者でさえも並んでいるから驚きである。

「宝くじを買っても当たる確率は同じなのだ」とは思わない人がこんなにもたくさんいるのだ。

何が人を惹きつけるのだろうか？ 西銀座チャンスセンターの「29年連続で1等当選を出している唯一の売り場」、「当たりが潜んでいる売り場で買うのが最大の魅力」という宣伝に惹かれるのだろうか。

では、宝くじはどれくらい投資した資金を回収できるものなのだろうか？ 他のギャンブルと比べてみると面白い（宝くじはギャンブルではない位置づけ

になっているのだろうか、当たり外れが100%運に左右される。カジノのルーレットとまったく同じ構造。という観点からすると、完全なギャンブルだと思うのだが。次に掛け金に対する分配金の比率を示す。

93〜98%：オンラインカジノ
80〜85%：パチンコ・パチスロ
70〜80%：競馬
75%：競艇・競輪
70%：オートレース
50%弱：宝くじ

ちょっと脱線して、分配率トップのオンラインカジノのことを説明しておこう。カジノは国内では非合法だから、国内には存在し得ない。しかし、オンラインの世界では国境がないから、国内にいながらにして海外のカジノに参加することができる。

しかし、これが合法なのか非合法なのかは、はっきりとしないようだ。2016年に海外のオンラインカジノに国内から参加した3人が逮捕される

事件があった。2人は罪を認め略式起訴されたが、残る1人は「カジノ運営側を検挙せず、参加者のみを検挙するのは不当だ」として争う姿勢を示したらしい。結果、不起訴となつた。不起訴ということは、裁判で有罪にするのが難しいと検察が判断したということなのだろう。現時点では、判例がないため、シロともクロともいえないグレーゾーンらしい。

話をもとに戻す。オンラインカジノでなくとも他の公営ギャンブルなどと比べても、宝くじはこんなにも分が悪いのである。夢を追い続けるほど、金をかすめ取られていく悪魔のしくみになっている。

だから、毎行列に並んで宝くじを大量に買ってしまつ中毒者のために、たばこ同様、くじ1枚1枚に「宝くじは、統計的な推計によると、当選金が分配される割合は半分、1等当選確率は2千万分の1です」と表示しておくといいのではないだろうか？

(注) 2018年の年末ジャンボ宝くじの場合1等7億円

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2019年1月31日	内閣府令第3号 「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等	金融庁	金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告における「財務情報および記述情報の充実」、「建設的な対話の促進に向けた情報の提供」、「情報の信頼性・適時性の確保に向けた取り組み」に向けて、適切な制度整備を行うべきとの提言を踏まえ、有報等の記載事項の改正が行われたもの。 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20190131.html">https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20190131.html</a>	今号情報 フラッシュ
2019年1月31日	IT委員会研究報告第52号 「次世代の監査への展望と課題」	JICPA	最近のIT技術の進化を考慮して2030年頃の次世代の監査のあり方を展望するとともに、それを現実のものとするにあたって想定される諸問題についても明らかにしたもの。 <a href="https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190131ejg.html">https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190131ejg.html</a>	—

4兆5,000億ドルまで拡大してきた米国債や住宅担保証券(MBS)の保有量を、これまでは2.5兆ドル〜3兆ドルまで減少させてきたが、今回FOMC後の会見でパウエル議長は、「資産量は想定よりも多くなる」と述べている。

これは、現在の4兆ドルからの縮小の着地点が、3兆ドルよりも高いまま資産縮小を打ち止めることを示唆する内容だ。ただこれは今回の声明文で表明されたことで、FRBの意図として今後は再び緩和方向に動く可能性があることは明確になったものの、そのタイミングや基準など具体的な行動は、今後の言動から見極める必要がある。

昨年11月には、パウエルFRB議長は、中立金利に対して、それまでの「距離がある」から「わずかに下回る」と修正して、利上げ最終局面を匂わせるような発言に変更してきた。今回はさらに政策姿勢の変更を鮮明にしたことになる。

市場から見ると、こうしたFRBの方針転換は織り込み済みで、株式市場や為替市場も反応は限られたものになっている。ただドル/円相場については、今後は円高圧力がかかりやすくなるといえる。

## 米FRBの利上げ停止示唆は影響大

証券

1月の米中貿易協議では特筆されるほどの成果はなかったが、まったく行き詰まっているわけでもなく、途中協議の経過情報が株式市場にポジティブな影響を与えた。協議は担当者のレベルを変えて2月以後も続く。

ただ、1月の米株式市場は貿易協議情報だけでは株価立ち直りには不十分であった。当

然、米国以外の株式市場も同様な推移をたどった。ところが、米FRBは1月末に今年利上げ政策を停止することを示唆した。これまではFRBの利上げ政策に対して、トランプ大統領が露骨な反対を繰り返してきたため、株式市場は中央銀行の独立性、信頼性に傷がつくことを懸念してきたが、FRBは景気後退懸念への配慮を打ち出すことで、市場の懸念を封じ込めることに成功したようだ。

FRBは長い間、景気過熱を心配して、連続的利上げ姿勢を続けてきた。しかし、ここへきて景気の強さの評価を少し改めて、米中貿易摩擦とともに昨年末の株価調整の影響を重視したようだ。

アメリカの金融政策が利上げ停止方向に進めば、その影響は大きい。世界の主要国は景気が十分盛り上がっておらず、経済実態からすれば金融緩和を続けたい国が多いが、米国金利が上がっていくため、やむを得ず利上げ、引締め姿勢をとってきたという経緯がある。

すでに景気減速が顕著になっている中国、EU離脱に進むイギリスなど、世界の株式市場に存在するリスクについて、アメリカの利上げ姿勢の変化がどこまで緩和させることができるか。過大な期待は慎まなければならぬが、1月に比べると少し事態改善の兆しと見てよさそう。

## 経理用語の豆知識

### ポイント引当金



ポイント制度は、商品の販売において顧客に対して利用金額等に応じてポイントを付与し、販売価額を割引したり、ポイントの利用により商品と交換したりする等の一定の特典を与えることをいう。ポイント引当金の検討が必要となるポイントの形態としては、①累積型ポイント(一定のポイントとなった場合に次回以降のサービスに充当することができるもの)、②即時使用型ポイント(ポイントの残高の多寡にかかわらず、ポイント発行の時点ですぐに使用が可能になるもの)が挙げられる。

顧客に付与されたポイントのうち、期末におけるポイントの未使用残高については、将来利用されると見込まれる額について合理的に見積ることができる場合には、ポイント引当金として負債の部に計上される。将来の利用見額は過去の使用実績や失効率等をもとに算定される。また、ポイントの有効期限も考慮されることになる。